

令和8年第7回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和8年4月24日（金）
- 2 場 所 宝塚市役所 大会議室
- 3 開会時間 午後2時35分
- 4 閉会時間 午後3時55分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、松浦 一枝委員、石井 克馬委員、春日井 敏之委員及び川上 泰彦委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	学校教育課長	三木 健太郎
社会教育部長	藤田 裕之	学校教育課副課長	大善 雄
管理部次長	廣瀬 義則	教育研究課副課長	高橋 靖典
学校教育部次長	三ヶ尻 桂子	教育企画課係長	樋口 愛介
学校教育部次長	中井 慎一郎		
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
議案第7号 令和9年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について
報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について
報告事項 改訂版 宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画について

会議の概要

開会 午後 2 時 35 分

赤井教育長

それでは、令和 8 年第 7 回宝塚市教育委員会定例会を開催いたします。
本日、傍聴の希望者はいらっしゃいますか。

飯田課長

傍聴希望者はいらっしゃいません。

赤井教育長

本日、松浦委員より少し遅れる旨の通知をいただきました。
定数としては足りていますので、会議が成立することを申し上げます。
本日の署名委員は石井委員です。よろしくお願いします。
本日の付議案件は、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 2 件です。
それでは、進行について事務局からお願いします。

飯田課長

本日の付議案件は、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 2 件です。
案件は、議案第 7 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、報告事項 改訂版 宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画について、です。
審議の順としましては、報告事項 改訂版 宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画について、議案第 7 号、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、の順でお願いします。
なお、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱については、静ひつな採択環境の確保等のため非公開での報告でお願いいたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは、報告事項 改訂版 宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画について、担当課より説明をお願いいたします。

三木課長

学校教育課長の三木です。よろしくお願いいたします。
今回の改訂は、社会の急速な変化の中で、学校を取り巻く環境も変化していることを背景

としております。

本計画は、第 2 次宝塚市教育振興基本計画の後期計画、並びに改訂版「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」に合わせたものです。

令和 3 年度策定の行動計画から、当初行いましたアンケート等の分析や検証といった部分を抜き、行動計画としてどのように取り組んでいくのかというところを中心としています。

いつまでにといった期日は設けておりませんが、継続的に随時取り組んでいくということとして、策定していくことにしております。

一方で、学校につきましては、参考資料として付けておりますが、1 年間の中でどのように取り組んでいくかという学校行動計画を作成しております。

資料の 2 ページ目からは、前回策定からどのように取り組んできたかを 5 つの柱に沿って振り返り、課題を挙げております。

4 ページ目から改めて 5 つの柱や学校の取組に触れた後、5 ページ目から行動計画の中心となる教育委員会の取組を 5 つの柱ごとに、それぞれ目標、教育委員会が行う取組検証のための着目指標を示しています。

以上が、今回の改訂版宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画案の説明となります。

ご意見、ご質問ございましたら、頂戴できますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

赤井教育長

ありがとうございました。

先ほどの件につきまして、何かご質問等ありましたらお願いします。

石井委員

これは改訂のタイミングなので、前にも 1 度お伺いしましたが、いじめ問題っていうのは、10 年前の自死のことをいじめ問題という風に考えているのですか。いじめ自体が問題だと考えているのか。タイトルにはその後に「再発」という言葉が続いているので、これは一体どちらのことでしょうか。

文科省であれば「いじめ防止」なんです。これが宝塚市になると「いじめ問題再発防止」という言葉になりますけど、一体何を問題として捉えて問題とされているのか。

改めてお伺いをします。

赤井教育長

宝塚市には「いじめ問題再発防止の基本方針」があります。基本方針は自死事案があった後に、調査委員会からの内容を受けて作られたと認識しています。その方針の中にも、当時は 33 の取組事項が掲げられていました。5 つの柱ごとに、取組事項が合計で 33 の取組が掲

げられました。

その後、その再発防止の基本方針のもとに、具体的に行動計画が作られたというようなことが読み取れる。そこには、令和 6 年度以降指標まで設けて、具体的な取組を掲げていたという風に、構造的に見ております。

当時、第 2 次教育振興基本計画が令和 3 年度からスタートし、基本計画の第 5 章の中で、再発防止の方針と紐づくような 5 つの柱で取組を掲げて、事務執行等評価の中で「いじめ防止の取組」に対する事業検証をする、そういう形を取ってきたということを認識しています。

ですが、宝塚市で「いじめ問題」というのは、自死事案を起点にしていることは間違いありません。

10 年間の宝塚市教育振興基本計画の後期計画を作るときに、部活動の地域展開とかがありましたので、それに合わせて、いじめ防止基本方針の中にも部活動のことが書かれた部分を変えた。それに紐づいて、今回、行動計画も変えているという形で、3 つの計画が紐づいてきているという状況だと思います。

石井委員がおっしゃっているのは、本来、国の法律に基づいたら、宝塚にも「いじめ防止基本方針」があるはずだと。そこに、いじめ防止の基本方針の中に再発防止も含めて書いて、この方針に基づく行動計画を作っておけば綺麗な形だったのかもしれませんが。当時、あまりにも自死事案が大きくて、そこに対して集中的に取り組まないといけなかったことから、再発防止の基本方針を作って、それを計画に紐付けたものですから、こんな形になっているという風に思っております。

私自身が気付いたのが、基本計画ができた後か丁度同時ぐらいだったので、10 年間の計画をこの形で、当時のことを踏まえてしっかり取り組む中で、この後期 5 年間の中には、いじめ防止基本方針も時代に即したものになっているかどうかは点検しないといけないと思っていますし、第 3 次の教育振興基本計画を作る時には、しっかり整理しないといけないと思っていますので、今回はこのまま提出してもらっています。

石井委員

いつも思うのですが、いじめ問題を「自死」と捉えているのはわかるのですが、「自死」してないいじめはどこに行くのか、と思うのです。中身を読んでいると、いじめ防止という観点で話がちぐはぐなんですよ。

赤井教育長

そうですね。ただ、このいじめ防止のための再発もそうだけど、いじめの早期発見、初期の段階からしっかり対応しないといけない、最終的に自死っていう 1 番最悪な事態を避けたいという思いがあったので、自死という段階になるまでに、もっと早い段階から取り組まないといけない、そういう風に読み取ることもできます。

33 の取組、今回の取組の中でも早期から対応することは盛り込んでいますので、いじめ

防止の基本方針との整合は、今一度見ないといけないかもしれません。

ただその時に、こちらの方針も行動計画も、随時、時代とか、状況によって議論して変えていますので、元々の基本方針と整合取りながら、両方見て合わせていく必要はあるという風に思っています。

石井委員

行動計画の「再発」という名称を変えられない、ということですか。

赤井教育長

いや、行動計画というよりも、いじめ防止の基本方針すら当時作られてから 1 回も見直しされてないとすれば、ガイドラインとかいろんな形で変わっていたとしても、ひょっとしたら今の時代に即してないかもしれない。

再発防止側だけ、部活動とかも含めて、今の時代に即したような修正を加えてきているのですね。そこは整合を取りながら、最終的には、本来はいじめ防止の基本方針の中に、再発防止事案を受けたものも含めた形で、一本化する必要があるのかなと思っています。

ただ、先ほど申し上げたとおり、あまりの事案の大きさから、自死事案の再発防止を集中的にやってきているということもありますので、令和 8 年度後期計画から併せてこの形をとって、継続した取組をする形を取らせてもらっています。

石井委員

タイトルで「再発防止」という言葉が入っているのですが、自死事案のことも 10 年経ってきているんで、正直知らない保護者もチラホラいます。

これで改めて意識してもらうことが必要かもしれないのですが、その自死っていう問題を認識していない人たちにとっては、いじめ自体が問題だと捉えている場合があります。

それを「再発防止」ってことは、1 回目は見過ごしていいのか、という風に捉えてしまうのですよ。「いじめ問題」イコール「自死」、というのはこちら側の考えであって、それをタイトルに持ってきているのは、宝塚市教育委員会としての方向性を示す形になると思うので、再発と入れるのであれば、そこはちょっと踏まえないといけないと思います。

このままいじめ問題を“自死じゃない”と捉えている保護者は、いじめ再発とは、1 回目は見過ごされるんだ、と捉えるわけですよ。

三木課長

私もちょっとその視点っていうのは、抜け落ちていたのかもしれないと思います。

私は、この当時の策定に関わったわけではないですが、ただ、当時 2 度と同じことを繰り返してはならないというその強い思いから、いじめ問題再発防止ということで、いじめ問題とはしておりますけれども、当時の思いというのは、これを全学校職員にも周知して、どの

職員も同じ気持ちで事案を 2 度と繰り返してはならないという思いを一つにする、そういうところが根底にあるのだと思います。

他市自治体で、通常のいろんないじめ防止条例等で、いじめ防止計画を定められていますけれども、宝塚市は自死事案を起こしてしまったということで、そこをベースに作ってきているというところが他市との 1 番大きな違いなのかなと考えています。

いじめ問題再発防止というのは、あのような事案を 2 度と起こしてはならないという思いから、こういったタイトルを掲げていると思っております。

石井委員

教職員は、もちろんそうなんですけどね。

三木課長

石井委員が仰るのは、保護者の方とか、これをご覧になられる方ということですね。

赤井教育長

言葉だけを見て取られたら、ということですね。

石井委員

正直なところ、保護者にとって、我が子がいじめられていたらそれは問題なのです。

あの「自死」の問題じゃなくて、我が子の問題。それを再発防止ということでまとめているのかと思います。

春日井委員

もうずっと自死の件に関わってきているので、今の石井委員のおっしゃることもよくわかるし、経過もよくわかります。

この初めの部分を読むと、この表題の意味がわかると思うのですね。それを風化させたらいかんっていう、それはご遺族との約束でもあったわけですよ。

調査員 2 年やって、検証員も 3 年やって、今は教育委員っていう立場でずっと見てきました。文科省がひな形作って都道府県に出して、大体みんなこの都道府県も持っている、学校現場も同じような「いじめ防止基本方針」はとりあえず作ったっていう、そのレベルです。

そのレベルでは包摂できない、宝塚の現場で起きている問題事象に対して、より具体的に課題を明らかにし、取組を進めましょうというのが、この再発防止です。

ですから、その中身を読んでもらったら、別に自死さえ起こらなければ良いんだっていうトーンではなくて、このことも含めた取組をきちっとしていくことが、いじめそのものの未然防止や安全の職場作りに繋がってくっていう趣旨で作っているんで、次の改訂の時には、

おそらく、いじめ防止の基本方針との一本化であるとか、それに向けたこの表題の工夫とか、でも、その中で、ここの部分は風化させちゃいけないという辺りを、どういう形で強調して市民にも伝えていくのか、という工夫をしながら、一本化されていくのだと思います。

だから、宝塚市いじめ防止に関する行動計画っていう風になるのか、でも、自死以外でもいじめは問題だっていう風には捉えているので、いじめ問題防止に関するっていうのでも良いし、表題の工夫はあるかな。

ただ、再発って言われると、石井委員が言われたように、あの事案のことをあの当時、本当に真摯に受け止めて、保護者とのやり取りも経た中で、その願いがここの表題にこもっているという、歴史的な経過は今しばらく大事にしつつ、今指摘いただいた点を踏まえつつ一本化していくっていうのは、次の段階かなって風に思いました。

赤井教育長

他、どうですか。いかがですか。

石井委員

もう 1 件、中身なのですが、ちょうど同級生とこの間話して、10 年経った上での何か成果など、“こう変わりました” というような、何か書けることはないのかな。

赤井教育長

10 年経っているんですね。

石井委員

それは多分、この同級生の子もその保護者もそうだと思うのですが、もちろん当事者の方、保護者、ご家庭も変わるとは思いますが、何か変わったっていうのは残せないものなのか。

三木課長

今回、冒頭でも少しお話させていただいた、検証とかアンケートというのを、前回の行動計画では含めていましたけれども、少しボリュームも大きくなるため、今回、行動計画というものに従って、行動計画としてどのような取組をしていくかということを中心にして定めております。成果というのを行動計画に含めるかどうかというのは、少し考えましたけれども、今回は行動計画として出そうと決めたので、成果はどこかまた別の機会があれば出せばいいと考えています。

今、すぐにどんなふうに成果を報告するのかというと、今すぐには答えられませんが。

石井委員

今回は、行動計画に成果は出さない、ということですね。

三木課長

行動計画には含めずに行こうと考えております。

赤井教育長

他に、ございますか。

川上委員

全般的にというか、特に柱ごとの取組のところと、これは誰に対しての行動計画ということですか。

赤井教育長

誰を対象とした行動計画か、ということですね。

川上委員

誰向けに、誰が行動を計画しているのか。

三木課長

教育委員会が、学校への働きかけ等含めてになりますけれども、このような形で取り組んでいきます、というものです。

川上委員

そうすると、宛先としては学校向けとか、市内の教職員向けですか。

三木課長

そうですね、教職員です。ただ、学校は学校で、学校独自の行動計画を定めております。

川上委員

そうなんです。最初言いたかったところは実はそこでなんです。

それだけ大事なことだったら、学校における行動計画に対して、チェックをするなり指導するなり、という働きかけの余地ってないのかと思いました。

学校は学校でやってください、という距離感の行動計画で大丈夫なのかっていうのは、見ていて心配になります。

先ほどの、自死事案からもう 10 年みたいなところで言うと、「大きな問題はうちの学校で起きてないし、そこそこで良いよね」といった雰囲気になっているところはないですか、大丈夫ですかと、そういうものをチェックする引っかかりの規定にはなってないですね。だか

ら、学校の行動計画をどう見て、どう学校に対しての働きかけるのか。

赤井教育長

学校は独自に行動計画を作成して、学校で自己評価するのですよね。

三木課長

学校で自己評価をします。

赤井教育長

その報告をもらって、教育委員会で確認するのですよね。

その後、ホームページにも公開していますよね。

三木課長

行動計画は、ホームページに載せております。

赤井教育長

学期ごとにアンケート取ったり、全ての学校でやるべきことは、この行動計画の標準パターンの中に書いてあります。

それを確実に実行して、毎月、この教育委員会の定例会の中でも、各月のアンケート後のことも含めて、いじめの認知件数など報告もらっています。学校としては、それに対していじめ防止委員会を開いて、面談をしたり、そういった形をすることに対して、教育委員会の方からは、チェックも含めてやっていくっていう形を定める。

学校は当然、子どもたちに対して、自分たちで定めた計画のとおり行動を起こし、それを評価していく。

教育委員会は、いじめ重大自体の場合は、関わる事になりますが、環境を整えたりして学校を支援していく、そういった部分もありますので、それぞれが役割を持って、いじめ防止に対応して行動していく、そういったことが前回の計画にも記載してありましたけれど、今回も引き続き同じように記載していく、そういった構造になっています。

川上委員

はい、ありがとうございます。

赤井教育長

私からもよろしいですか。

実は去年のいじめの事務執行評価の時だったと思いますが、石井委員から行動計画に対する評価がないですねって、指標があるのにその指標に対する評価がないですね、事業評

価がないと言われたことが意識に残っていました。

今まで我々が行ってきたいじめの取組評価は、教育振興基本計画に掲げている 5 つの柱の部分だけを中心に、それに紐付けた教育振興基本計画上の事業について評価していたんですけど、この形を整理していく中で、実は基本方針の中にも 33 の取組が書いてあることに気付きました。さらに行動計画まで行動内容が書いてありますので、本来、いじめ防止に対しては、そこで取組をするとしたものも合わせて、基本計画だけではなくて全体の中で評価をしないといけないと思っています。

今年度の事務執行評価には間に合わないかもしれないんですけど、その次には基本方針と行動計画と合わせた形で、教育振興基本計画から紐づいたものを評価していかないと意味がないと思っています。評価の仕方は、もう一度こちらの方で形を整えるので、お待ちいただきたいなど。

去年、石井委員に指摘されたことは、検討していいきたいと思っています。

石井委員

細かいことなのですが 2 ページ目「SOS に気づく力」というところですが、これは過去の計画なので、このままでいいのかなと思っています。リーフレットカードの配布とか、リフレクトもなくなったのではないかなと思うのですが。

赤井教育長

リフレクトは、なくなっていないんですよ。

三木課長

学校によって、リフレクトを使ったりですとか、日記機能を使ったりだとか、そこは学校のやりやすい形で実施していただくということです。

石井委員

リフレクトは児童生徒端末に、強制的に出ている画面でしたか。
昔は出ていたから。

三木課長

いろんなキャラクターを使っている学校もあります。

石井委員

前は端末の TOP 画面に出ていたんですよ。

松浦委員

今の Teams に入れば出てくるのですか。

高橋副課長

今年から Google になっているので、報告はそちらでするのかもしれないですけど。

石井委員

なるほど。

一応、今のウェブで入っているから、見ないですね。

赤井教育長

教育委員会から通知しました。リフレクトじゃなくて、それぞれの通知を出しました。

石井委員

令和 3 年の行動計画としているのですか、ここにある内容。

三木課長

そうですね、ここは当初、この「SOS に気づく力を育てます」というのは、令和 3 年度の策定のものの振り返りという形になります。

リフレクトは当時使っておりました。

石井委員

この取組が 6 ページに変わったということですか。

例えば 2 ページ目の 7 つある項目が、今回の行動計画の改訂で 6 ページ目の (1) から (5) のものに。

赤井教育長

変わったというのは、2 ページに記載の取組は、令和 3 年度に作られた行動計画に掲げられた項目について、実施できたことに対して書いているのですよね。

三木課長

そうですね。取り組んだことついていて、記載しています。

赤井教育長

それに紐づいて「SOS に気づく力」では、それ以外に実施したことも記載しているんです。今まで書いてなかったけど、こういうこと取組をしたっていうことを記載しています。

三木課長

はい。具体的な取組事例という形です。

赤井教育長

それでもまだ今課題があるので、継続するもの、という形で最後の方に記載しています。

三木課長

継続して行う「健康観察」などは、今年度も学校に通知はしておりますし、継続して取り組んでおります。

石井委員

これは成果でいいんじゃないですか。

赤井教育長

成果というか、取り組んだから実施結果ですね。

取り組んだから、いじめの認知件数が減ったから、良いという訳ではないですが、難しい。ここの成果が見えにくいですね。

事務事業評価する時のアウトプット、アウトカムで考えたら、「アウトカム」になる成果として指摘されているのであれば、なかなか書きづらい。

石井委員

本当に大きく「再発は防止できた」という成果で言われるから。

赤井教育長

あとは、結果として決めたことはしっかり取り組む。

アンケートにしましても、それからスクールロイヤーによるいじめに対しての研修にしても、先生だけでなく子どもたちに対してもしっかりと“いじめというのはどういうものか”という啓発をしていく。

例の事案があったあとは、調査委員会と教育委員会とが、校長先生に研修を行ったり、報告内容も含めて学校へ回って行かれたという記録もあります。形としてはしっかりと研修をして、いじめとはどういったものかというのを伝えていますので、やるべきことはやっているということを記載しています。

先生方も変わりますし、今後も継続してやり続けたいといけないことだと思っています。

石井委員

例えば部活動改革、最近は取れてない部活動のアンケートを取ってきたっていうことも

ここに書くべきなのか。

アンケートが今取れてないから書かないのか、わからないですが、令和 3 年度以降であればやってきたことだと思うのです。記載する基準が分かりにくい。

いや、先ほどのリフレクトや日記というのは、とても細かい話なのですが、それなのに、部活動の方にアンケートのことは書かないのかなと。

赤井教育長

部活動のアンケートは、取りましたか。

石井委員

何回か取ったのでは。

赤井教育長

最近は取っていないよね。最近取ったアンケートは、どういう部活動をしたいかという希望のアンケートでしたが、いじめに関しては取っていないよね。

高田部長

少なくとも 2、3 年は取っていないじゃないですか。

石井委員

令和 3 年以降は取っていませんでしたか。

高田部長

その際は取っているのですが、そこが続いていないです。

石井委員

2 ページ目、3 ページ目の内容が、もっと文章で記載した方が良い気がします。子どもの主体性のところで ICT 活用研修とあるのですが、ここもちょっと突拍子がない。主体性イコール ICT 活用なのかと。

松浦委員

すみません、遅れて申し訳ございません。質問していいですか。

1 点、5 つの柱ごとの検証のための着目資料で、7 ページの「子どもの主体性と協働性を育てます」の中の検証のための着目資料の 2 番の、この自己有用感・所属感に関する指標というのがあるのですが、これはこういったアンケートをされているものか教えていただけますか。

赤井教育長

全国学力学習状況調査のそれに相当する項目を使うって、何を基に検証するかを記載しないと分からないのじゃないですか。

松浦委員

3 番のところがね、全部学力状況調査のって記載がありますよね、主体性っていうのはね。それで、どういったアンケートか書かれてないので、それとは何か別のものかなと思いました。

三木課長

アンケートの具体的内容、ということでしょうか。

松浦委員

何か、そういったことを測るアンケートをされているのか。

三木課長

全国学力学習状況調査という国の調査がありますが、それを毎年行っております。その中で、児童生徒の質問調査というのがありまして、それにつきましては様々な質問項目が設定されております。

松浦委員

そういうことですよね。

赤井教育長

(2) (3) が 1 つでしょう。(3) つけるからじゃないですか。

松浦委員

これかなとは思ったのですが、これで見ると、次に全国学力学習調査から出てくるので、別物かなという気がして。

赤井教育長

そこは修正入れます。(2) のところに、(3) をつけずに、その指標として 1 行があればわかりますよね。

松浦委員

はい。

赤井教育長

7 ページの上から (1) (2) (3) ですね。(3) は要らないですよ。

三木課長

すみません。内容が被っているところがあります。

松浦委員

はい、わかりました。

春日井委員

これ、基本計画の改訂版で、行動計画の改訂版で、これに対する検証はいつ実施する予定ですか。

赤井教育長

令和 8 年からにしていますので、令和 9 年に実施しようとしています。

今年度に教育振興基本計画、8 年度から後期計画になりました。今年度の事務執行等評価は、前期計画に対する事務執行等評価を行うため、いじめの評価の従前の形を評価せざるを得ないかなと思っています。

春日井委員

今年度は前期計画に基づいて。

赤井教育長

そうです、元の計画に基づいて。後期計画の評価は令和 9 年度で、行動計画の評価を併せてやろうとしたら、今までの様式を変更してでも評価の仕方を変えないといけないと思っています。

春日井委員

毎年やっていますよね。そんなに詳しくないけども、基本計画のいじめ取組評価のことについてだけなので。

本来はこれに基づいてやる必要がある、ということだろうっていうことですね。

赤井教育長

基本計画に基づいて実施する評価の参考資料には、この行動計画等で掲げているような

数値は参考資料でつけていますが、評価はあくまでも教育振興基本計画だけです。事業の評価を中心としていますので。あの時、外部講師として来ていただいた山岡先生からも、“なんか分かりにくいね”って言われたのはその辺りでもあったかなと思っていますので、いじめの方針と行動計画がその下にぶら下がっている一体として評価しないといけないんだろうなと思っています。令和 8 年度に作り直し形が整いましたので、9 年度から行ういじめ取組評価になると思っています。

春日井委員

なるほど。

赤井教育長

他、いかがですか。

石井委員

この資料の着目指標の中で、1 とか 3 かな。6 ページの「子どもの SOS に気づく力を高めます」と 7 ページの「部活動の地域展開に伴う諸課題に取り組みます」この中にいじめ、表現が違います。

認知件数の推移と、いじめ事案の件数、これ何が違うのかわからないですけど、この指標はこの 3 つの柱の中に入れてはダメなのですか。お大きなタイトル上、いじめなので。

この辺が、僕が感じているちぐはぐさなんですよ。

大きなタイトル「子どもの主体性」っていうところでは、いじめ事案件数を考慮に入れないいのかと。それで、前回の計画、今見たらそんなことにはなっていないですね。

このいじめ事案と認知件数って、何が違うのか分かりません。

春日井委員

同じ意味ですね。

三木課長

いじめ認知件数と、いじめ事案の件数という、この表現の仕方の違いということですかね。すみません、明確にここの違いということは、今はお答えできません。

赤井教育長

一緒ではなかったですね。

石井委員

それもおかしいと思いますし、ここにいじめが入っているのもおかしい。

部活動で、この細かい柱の 1 と 3 だけ、いじめ件数が入っているというのも。

松浦委員

これは部活動の中でのいじめ事案、っていうことじゃないのですか。

赤井教育長

本来アンケートであっても、いじめって学校外で、例えば公園でいじめがあったとしても、やはりいじめ事案です。外で起ころうが、アンケートの時に自分がいじめを感じたらそれがどこであっても、アンケートの中でぱっと答えるか、学校へ相談するかという話なので、捉えるところ、本当は 1 つでもいいのかもしれないですね。

それぞれの発生場所ごとのアンケートを取る、なんていうとこで分けるアンケート取った、そういうカウントする話じゃないと思います。

今回 1 箇所であってもいいと思うのですが、それがどこで起こったかっていう、教育委員会の点数の捉え方・集計の仕方だけの話なので、最初に本人が言ってきた時に、どこであろうと認知して、いじめでどう対応していくかっていう入り口は 1 つだと思いますので。今日ご意見いただいたことについて、修正は要りますね。

春日井委員

これ処理状況を統一だけすればいいなと思っていて。それは、部活動でのいじめが発端だったわけですよ。バレー部女子の中での部活動。だから、部活動がやっぱり十分目が行き届かない場所になっているので、そこについては特に注意して見ていこうっていう議論はあったんですよ。

その影響だと思います。ですから、部活動での 1 番の表記を援用すればいじめ認知件数の推移、部活動の現場ではどうなっていますか、っていうのは大事な指標だという風には思いますけどね。

それ以外の場面ではまだ明示されてないので、むしろ 5 番は教師の振る舞いなので、教師の体罰とかハラスメント、これは生徒に対してだと思いますけども、それはどうなっていますか、っていうのも取り組む指標としては大事な視点じゃないかなと思っていました。

1 番の「子どもの SOS に気づく力」っていうけど、そういうことをキャッチするような工夫を、どう僕らが丁寧に工夫してやっているかっていうことが、この具体的な施策でその結果、認知件数はどうなりましたか、ということだと思うのですね。

そうすると、初期対応がどれぐらいできたのかとか、あるいは重大事態がどれだけ減ってきているのかとか、みたいなことが評価の指標になったりするのですね。

早く気づいて初期対応を丁寧にやったので、例えば認知件数は増えたかもしれないけど、重大事態は減っているというのが見えてくるかどうか、とか。

松浦委員

今の話ですが、部活動の地域展開で大きく形が変わるので、それで言うと、その部活動の中でいじめがないかっていう、部活動に限定した形のアンケートみたいなものを実施した方がいいんじゃないかなと思いますね。

その部活動での、この体罰とかハラスメントも含めて、なにか部活動に関するアンケートみたいなものがあつた方が良い気がします。

赤井教育長

部活動に全員入っているわけじゃないので、今のアンケートに「部活動でのいじめがありますか」みたいなアンケートを全員に実施しても、自分は全然関係ないっていう生徒も出てきます。ですから、いじめのアンケートの中に、部活動であるとか地域クラブがありますから、スポーツだけでなく文化も含めて地域クラブで活動している、そこに対して、どんな状況かという項目を立てるという意味合いですかね。

松浦委員

はい。ちょっと検討していただけたらと。

石井委員

今は認識できないのですか。部活動でのいじめという件数は。

三木課長

部活動に限定して、という形ではないです。

大善服課長

各学校から毎月集計を行う時に、人間関係が「同一学級内」か、「同一学校」か、その中に「同一部活動」というような項目がありますので、部活動と関係しているかどうか、そこで判断できると思います。

石井委員

データは抽出できますか。

大善副課長

報告を 1 件 1 件見て行けば、部活動の報告が入っていれば、部活動内での人間関係という内容を読んでいけると思います。

赤井教育長

けどね、もし書いてなかったとしても、アンケートの中でいじめがあるって言ったことも含めて、必ず面談するのですよね。

アンケートなどで面談した時に、いじめがあるって言ったとこ、特にどこでとか聞かないと何のための面談かわからないんだけど、その時に記録したりすることもありますよね。

高田部長

結局、アンケートで書いて確認した後のものの報告はないわけですよね。

アンケートの回答が返ってきた答えだけを集約して、教育委員会へ報告もらっているから、その後の事実確認をして、加筆・修正されたものの報告はないですよね。

だから、今教育長が言ったような、いじめだけでもよくよく話聞いてみたら、これ部活動やったかな、というその仕組みはないですね。

大善服課長

それをブラッシュアップし続けていくとなると、ちょっと難しいです。

報告のスタート段階では、いただくのですけど。

赤井教育長

そこをしっかり聞き取って、どこでの事案っていう場所の特定をしないと解決に結びつかない可能性が高いじゃないですか。

今後、ましてや外部の地域クラブで起こっていることに対して、今まで学校内が前提で認知をしていたかもしれないけど、そこどうなのですか。実際、どんな対応しているのですか。

高田部長

中身までは確認してない、件数管理しかしてないから、そこまで今把握してないけども、面談後確認して、いじめのアンケート結果が変わる場合は、翌月とかにきちんと修正して例えば、部活動事案が何件だったかっていうことは全部把握していけますよね。

少し時間が経過した中での整理になるけれども、というところですね。

赤井教育長

統計的に、数字だけでなら出せますよね。

高田部長

けど、今のところは数字だけの把握しかないです。

重大事態とか、学校から相談が上がってきた事案だけ、個別に対応していいいます。

大善服課長

そうですね、学校からいじめの認知の報告をいただくのは、その件数に基づいて、対象の児童生徒の学年・クラスであったりとか、どのような対応であったのか確認して、要件が文科省調整に繋がっていくような項目は、1 行データとして拾います。その中に今おっしゃっていた、どのような人間関係の中での事案なのかというのも、一応項目としてはあります。ただそれが、件数が重なっていた時にどれぐらいブラッシュアップされているかを、全て確認できている状況ではないということです。

春日井委員

宝塚市の場合、アンケートで“いじめられました”、“いじめを見ました”って書いたら、自動的に 1 件として認知するのですか。

それは“いじめの疑い”っていうことで、一応丁寧に聞いた上で確認して認知をする、そういうことですよね。

中井次長

はい。

春日井委員

わかりました。いや、そうじゃないケースもあったりして。とにかくアンケートでいじめ事案を書いたら、まず疑いがある段階で認知しよう、みたいなのに乗っかっちゃうと、件数がやたら増えるわけですよ。

だから校内でいじめアンケート、生活アンケートやっても、書きます、生徒もね。それをざっと挙げて、面談をして確認をして、一定事実が出てきたら、それは議論を経て認知しようっていう、そういう風にやって認知するのですが、そんな感じですか。

中井次長

アンケートの面談で、事実が確認できたら、校内のいじめ防止委員会にかけまして、そこで初めての認知です。それが過去のものであるなら、そこに遡って教育委員会にも報告するようにしています。

春日井委員

わかりました。それで良いと思います。

高田部長

そういうことの確認とか、どこまで認知されているかっていうのが、それはまだわからないよね。

だから、件数が多いところと、少ないところとかがあったり。

春日井委員

そう。そこが各学校によって若干ブレが出ると、件数の違いがそこで出ますので。

高田部長

というのは、月 100 件とか上げてくる報告、本当に 1 件ずつ確認取れているのかな。

赤井教育長

確かに、それは心配ですね。

高田部長

だから、件数からすると、中井次長が説明したような対応をしている学校は多分精査してるから、それほど大きい件数ではないけども、とりあえずアンケートで訴えが出てきた件数を全部報告上げている学校で、例えば 1 ヶ月 100 件とか 200 件とか報告の多いところは、多分、面談しているとはなかなか思えないですね。

春日井委員

そこ、気になりますよね。

赤井教育長

面談までしたら、翌月報告までの短期間で報告は出して来られないでしょう。

高田部長

そうですね。そこは、各学校の件数で、面談まで実施できていない実態もあるっていうことですね。

アンケートで書いてくれると、件数がものすごい多いので、とりあえずそれを全て報告上げてくるという実態もあるでしょうね。1 つの学校で、ものすごい件数の報告がありますけど、あれを本当に面談した件数だとしたら、すごい面談数実施されていますね。

三ヶ尻次長

末成小学校は、多分、しんどいというような訴えがあったら、それを全て件数報告に上げているようです。1 回 1 回面談して認知する、ということではなく。

高田部長

面談してなくて、とりあえず報告あげて、ということですね。とにかく、取りこぼしが無い、とりあえず全部言いたい人はしっかり言っていくってことを優先して、全部報告を

あげているってことです。

春日井委員

だからそれは、“いじめの疑いありだね” っていう受け止め方をして、双方からとか関係者から聞いてっていうワンクッションがないと、高校生ぐらだと「お前を陥れるために訴えてやった」みたいな人が出てくるんですよ。今回上手くいかんかったわ、とか言って。だから、防止法を逆手にとって、そういう使い方をするケースもちょっと気になります。「書いといたからな、お前のこと」みたいなケースもあり得るので。

赤井教育長

そうしたら、2 通りあるのですね。ブラッシュアップされて報告を上げてきているとこと、本当にアンケートの件数そのまま報告を上げてきているところがあるのですね。

高田部長

理由はもしかしたら、ものすごい件数で翌月の報告に間に合っていないのもあるから、出てきた件数をそのまま上げようってしている可能性もあるかもしれませんね。そこ、多いところと少ないところは、しっかり聞き取った方がいいかもしれないですね。

赤井教育長

指導も含めてね。

石井委員

結局、いじめの今の話をお伺いしていると、部活動でのいじめ件数は、現状では取れないのですね。

高田部長

今はまだ学校内での部活動なので、報告が上がってきますけども。

石井委員

地域移行後、です。

高田部長

地域移行後ですか。部活動が地域展開されるけども、今後、地域展開した活動の中でも、認証団体とそうでないその他の団体があって、どこに所属していますか、という色分けをしながら、そこでのいじめは書きなさい、というのはできますね。

基本的には、いじめがあれば、それは学校であれ学校外であれ、学校が対応するので、や

っぱり聞くべきなのだと思いますね。

おそらくは学校間や、これからは学校外同士でも活動と一緒にすることになるので、そんな機会っていうのは増えてくると思います。そこはしっかりと書く機会っていうのを設けていかないと、この法律の趣旨から反していくのかな。

石井委員

名前も知らないようなやつからやられた、みたいないじめが出てくると思うので、現状、その体制が整ってない中で指標に入れられるのか。

高田部長

まだ、具体的な方策ありませんからね。

石井委員

その上もそうです、体罰ハラスメント。これは把握する仕組みがあるのか。ない中で、指標に入れますと言われても。

高田部長

地域移行後の活動におけるハラスメントがあった時には、一応、教育委員会に一報くださってっていうのはあります、相談窓口。

ただ、それがどこまで連絡くださるかっていうのは不明ですけど。それと、その団体に対してどこまで強制力が及ぶのか、というのはあるのですが、一応は聞く。聞くというか、窓口を開くので、言ってきたところだけは把握ができるということですね。

赤井教育長

あと子どもが訴えられるかどうかですね。

石井委員

活動をやめます、で訴えもなく消えていく場合もあるってことですね。

赤井教育長

ありますね。

石井委員

あと、3 と 5 の体罰ハラスメントも取れるのかなと。指標には入っています。

高田部長

どれだけ精度が高いか低いかっていうのは、最初はもしかしたら精度が低いかもしれませんがね。

石井委員

精度の前提として、取る体制があるのであれば良いと思います。
5 番の方も、体罰ハラスメント、これも。

赤井教育長

子ども側から聞くしかないね。

高田部長

いじめアンケートで、今までは聞いていましたか。

三木課長

体罰ハラスメント。どちらかというとも 1 学期の「こころとからだのアンケート」の方で、面談をしてきました。

高田部長

だけど、ここにほら、部活動での体罰の件数って書いているから。
今、石井委員は、ここに書いていたら、それを把握しないとイケないが、把握する術がないのに、ここで書いていたって指標として表されないでしょ、という指摘だから。
だから、アンケートにそれを入れるかどうかですね。

赤井教育長

面談でしっかり項目を聞く、とかね。だからアンケートに項目を入れるのが 1 番確実だからね。

高田部長

ここに書いている指標は、具体的にアンケートに入れていなかったら取れないです。
だから、今年からアンケートの様式を変えないとイケないね。だって 1 学期から、地域移行している団体もありますから。

赤井教育長

地域クラブに限らず、スポーツクラブに入っていたって同じですよ。
だから、小学生だってそうですよね。部活じゃないけど、少年野球とかサッカーとか、いろんな活動している中であってもおかしくないから、学校外での活動の分も本当はしっか

りと捉えていけるように、もしくは面談の中で捉えないといけないですね。

高田部長

体罰を捉えた時に、いじめは学校が対応するのですが、今まで学校では、体罰するのは教師だったので対応しないといけなかったですけども、例えばリトルリーグなり別のクラブチームの中でコーチが体罰した時っていうのは、これを教育委員会がどこまで関与できるのでしょうかね。

学校施設を無償で貸している場合は、そのフィールドが学校ですから、当然体罰事案があれば学校を使用禁止にしないといけません。また、調査も入って一定、中に入ることができますが、完全に外で活動している団体に、どこまでこの体罰案件の調査が入っていけるのかっていうのは疑問がありますね。

赤井教育長

面談で聞くしかないですね、どこに属しているのかというのを。

高田部長

把握した時どうするかですね。

いわゆる暴行事件じゃないですか、体罰というと良く聞こえるけど、いわゆる暴行事件。怪我したら傷害事件なので、ここをどうするのか、というのがわからないです。

赤井教育長

程度がわかりませんもんね。

高田部長

体罰だけは一体、どういうふうにして調査するのか。

石井委員

小学校でサッカーのクラブチームに入っている子が、コーチに暴言を吐かれた。教育委員会に相談して、他の小学校のクラブチームに入りたいんです、と相談したけど、これNGだったみたいなんですよ。

赤井教育長

NG っていうのは、他の小学校のクラブチームに入れなかったということですか。

石井委員

入れない、そこはもう無理ですということでした。現状では、これは件数としてカウント

されているでしょうか。

高田部長

多分、クラブチームはチーム。

石井委員

そうですね。ただ、学校内でやっているサッカーなので、クラブチームって言わないですか、地域のチームは。

赤井教育長

地域の少年団ですね。

高田部長

けど、今、それは把握してないと思いますね。

石井委員

多分上がってないと思うのです。指標化自体が、現状難しいかと思います。

高田部長

多分、上がっていないと思いますね。だから、学校の教師が指導する体罰事案のことを、体罰だと認識していますよね。

それ以外は、要するに学校外だからという認識。

石井委員

現状、子どもが訴えても件数化されないのが、今の仕組みでは難しいですよ。

松浦委員

今言っているのは、市の認証している部活動は、ということですよね。いわゆる認証していないところについては対応が難しい、とか。

高田部長

今、例えば小学校なんかは、そもそも認証するとかしないとかっていうのは無いのですよ。部活動ではなく、昔からあるクラブチーム。確かにそのコーチとトラブルあったからと言って、特段報告上がっていませんね。

石井委員

この件数は、なんの件数を測ろうとしていますか。

赤井教育長

取る仕組みも考えないと、問題解決にならないし、計画のためだけの数値をとっても仕方ないですね。

川上委員

把握の仕組みを作るってということだけでも、十分行動計画で大事なことじゃないですか。

これだけ把握する仕組みの前提がだいぶ変わる時期なので、1 年かけてでも良いので、把握する仕組みを作るってだけでも、ちゃんと掲げてやった方が良いのかな。

春日井委員

これ、部活動の地域移行になると、放っておいたら実態が分からない状態が広がるじゃないですか。

そこで何が起きていても、いじめもそうだし、体罰、ハラスメントもそうだし、放っておくと実態把握のしようがない状態が広がってくってことですよね。でも、それをどういう風にして把握をして、それはアンケートだけで良いのか、あるいはそういった地域移行している団体の代表者の研修をどうしていくとか、そういった対応が考えられますよね。で、体罰とかが出た場合は、認証取り消しますとか、学校施設の使用を認めませんとか、ルールを前もって伝えとく、みたいなことが抑止力にもなるじゃないですか。

そのために定期的にいじめアンケートの中で、部活動項目についてもこういう風に加えましたとか、なんかそんなようなことをきちんと可視化して、それを伝えてくっていう、今おっしゃったようにその仕組み作りが必要かな。

赤井教育長

1 つ 1 つのパターンを考えないといけませんね。認証の団体と、認証にない団体で、教育委員会が対応できる項目も違いますよね。

高田部長

認証団体は申請してくるので、どんな団体かも把握できたり、部員数も把握できたりしますが、それ以外の団体の場合、例えば高飛び込みの JSS とか、ああいうところでは把握できないですね。

だけど、これからはそれをどこまでを把握できるか。だから、まずは認証団体ぐらいから始めていくしかないかもしれませんけどね。まずは 80 団体ある。けど、そこは市が補助金としてお金を出しているんで、そこはしっかりと把握しないといけない。

それと、市としても、ここはどうぞ安心ですから入ってくださいっていう以上、そこは担

保しないと駄目なので、そこですよ。

その上で、その他のところをどう広げていくのかでしょうね。

松浦委員

他のところでも、子どもが暴力を受けるっていうことに関しては、どこかに声を上げられるところが必要なので、やっぱりそれは必要ですよ。

石井委員

可能ですかね。今ですら、どこどこ中学の誰かが、みたいな話は出ていますが、それを特定しに行けるのですか。

高田部長

多分ね、うちの中学校の子どもや小学校の子どもは、アンケート取るから、体罰されたということはきっとわかるのですが、誰からというのがどこまで特定できるのかでしょうね。

赤井教育長

認証クラブじゃなかったら、そちらに委ねるしかないでしょう。体罰のあった団体も、そのスポーツ団体の持つルールのもとで、指導者は指導していくべきですよ。

石井委員

認証外の団体に、どこどこ中学の子、誰がいるか教えてください、ということは聞けるのですか。

赤井教育長

いや、聞けないでしょうね。

石井委員

不可能な気がします。

赤井教育長

本来はその子どもが訴えてきたら、教育委員会ではその保護者に伝えて、保護者がそのクラブの代表とかに対応してもらうのが筋ですけどね。

川上委員

それ、庁内の仕組みだけでなく、上がってきた後のフローをちゃんと整えるのは、教

育委員会でやれるものと、やれないとなった時にどこに繋いでいくのかの話も含めてのフローの整備があるので、把握の仕組みと合わせて、本腰入れてやっていただくべきことじゃないかな。

それこそ教育委員会での行動計画になるのかなと。

それから、ずっと前半に出ていた、学校間でのデータの取り方のずれだったりというのも、行動計画は発行されているのかもしれないですが、上がってくるデータの粒感がそれだけずれているとなると、仕組みを取るのと、取ったデータの粒がちゃんと揃うような運用の見直しですよ、ここも合わせて必要ではないかなと。

高田部長

データ取るだけ取って、石井委員の仰る相手方を特定できないものは、まずは相手方特定できずとか、特定できるところまで把握して、件数が全体でどれくらいあるのか、傾向がどうであるのかっていうことを、初年度から取っていかないといけないでしょうね。

わからないところについて、今後どうしていくのか。

今までは、宝塚市内の例えば少年野球のチームで、監督からすごい暴言があったというので訴えがあれば、スポーツ振興課からこういう苦情が多いですよと言って、個人が特定されないような注意はしてくれています。

スポーツ振興課の方に登録して、学校の運動場を使っていますから、一定の指導はしています。

赤井教育長

できるところからやっていかないと、そこにできないとこの課題をどうしていこうかっていう風に考えていきながら。

高田部長

だから、どういう把握を今年度からしていくのか、項目を 1 回整理していかないといけないですね。

体罰は、わかるところはわかるけども、認証団体以外でわからない、例えば市外のクラブチームに入った子なんかの相手が特定できない場合は、相手特定できずでもいいから、されたことはしっかり把握していこうという、そんな方向性を整理しないといけないのと違うかな。

赤井教育長

やりながらという部分がありますけど、色々委員からご意見いただいたと思うので、修正すべきところは、方向的にも修正するようにします。

また何かありましたらご意見いただく、ということよろしいですか。

これは、随時見直していきながら、という風に記載していますので。

石井委員

リリースは今後、すぐですか。

赤井教育長

スタートに合わせてやっていきます。修正も加えながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

この件、よろしいでしょうか。

委員

(はい)

赤井教育長

そうしましたら、この件につきましては、この辺とさせていただきます。

続きまして、議案第 7 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、担当より説明をお願いします。

高橋副課長

教育研究課の高橋と申します。よろしくお願いします。

議案第 7 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

本件は令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択するに当たり、その適正化を図るため、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に対して、基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究について諮問するものです。

諮問事項 1 の「令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針について」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び学校教育法附則第 9 条第 1 項、並びに令和 8 年 3 月 31 日付け文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について」（以下「文部科学省通知」という。）に基づき、令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択します。ついては、教育委員会が作成した基本方針（案）（別紙 2）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項 2 の「令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針について」ですが、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書が、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の適用対象外となっており、採択する期間が規定されていないため、児童生徒一人ひとりの障(しょう)碍(がい)の種類や

程度、症状に応じるように毎年採択替えを行うことができます。

ついては、教育委員会が作成した採択方針（案）（別紙 3）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項 1、及び諮問事項 2 につきましては、別紙のとおり教育委員会案を選定委員会に提示し、本年 5 月 11 日までに選定委員会から答申をいただく予定です。

その後、教育委員会の会議において、上記の答申内容が協議され、各方針が決定されました後に、「3 令和 9 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の調査研究」を進めていただき、本年 7 月 15 日までに調査研究結果の答申をいただくこととしています。

説明は以上です。

赤井教育長

ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

石井委員

5 ページ目です。

小学校の⑤番のところですね。それ以外の図書も含めて、ということなのですが、ここに一般図書の中に電子的なものを含めるのか含めないのか。

高橋副課長

電子図書などについては、今回の一般図書での採択とは違うと思っています。

石井委員

含めないですか、分かりました。

赤井教育長

よろしいですか。

他にいかがですか。

春日井委員

これは、特別支援学級とか特別支援学校の児童生徒が対象ですか。

高橋副課長

はい。

春日井委員

これは何年に 1 回とか、決まっていますか。必要に応じてっていうのは。

高橋副課長

通常の、小中で使用される教科書については、4 年に 1 度ということです。

春日井委員

4 年に 1 度ね。

高橋副課長

こちら一般図書については、毎年度、採択替えを行っています。

春日井委員

なるほど。

はい、わかりました。

赤井教育長

他、何ありますか。よろしいですか。

それではないようですので、議案第 7 号 令和 9 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問については、原案の通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、先ほど事務局からありましたように、ここからは非公開といたします。

報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、担当より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

本日の予定案件は以上ですが、他にご報告いただくことがありますか。

飯田課長

他に案件はございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会定例会は以上といたします。

どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 3 時 55 分 —————